

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「素のチカラ」による市役所旧庁舎を活用した地域活力向上プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

魚沼市

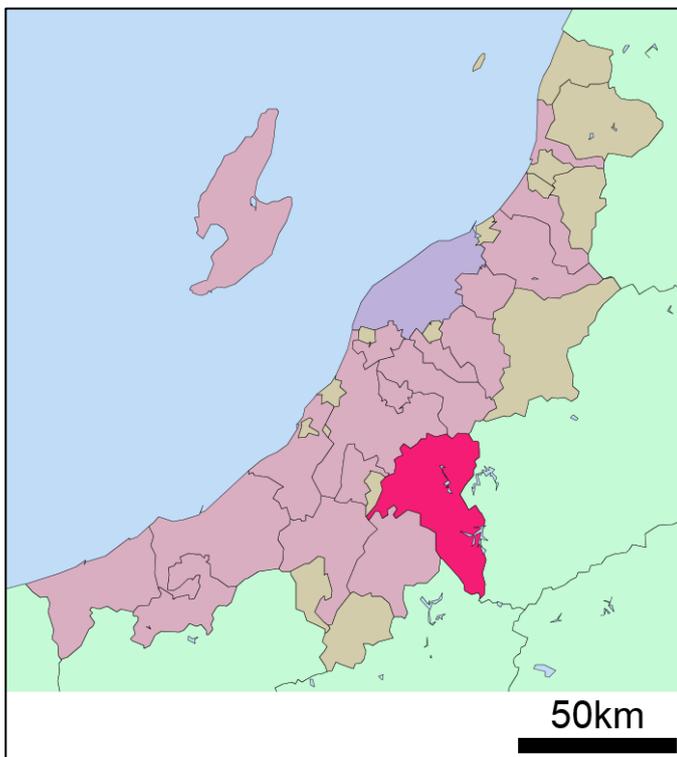
3 地域再生計画の区域

魚沼市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

【地理的及び自然特性】



新潟県の南東部に位置し、福島県と群馬県の県境に接する本市は、面積 946.76 km²もの広大な区域を有している。

市土の面積は県内第4位となっており、市域の標高は約100mから2,000mの広い範囲に及んでいる。市の中央部を一級河川魚野川が流れ、流域には水田地帯を擁しているほか、森林面積が市土全体の約8割を占め、その半分近くが国立公園及び国定公園に指定

され、豊かな大地と恵まれた自然景観に囲まれている。

また、日本有数の豪雪地であり、積雪期間が年間の3分の1に及ぶことから、

かつて、冬季には交通障害や雪崩などの雪害を引き起こしてきたものの、近年では道路除雪の発達や克雪住宅の進歩により降雪期における生活利便性は格段に向上してきており、さらに、上越新幹線や関越自動車道といった高速交通網の整備により首都圏へのアクセスも良好となっている。

【産業】

本市は、寒暖差の激しい気候や独特の地形、風土がもたらす良質・高級米「魚沼産コシヒカリ」の中心産地として全国的に高い知名度を誇っており、かねてから稲作を中心とした農業を生活の基盤としつつ、建設業や製造業を基幹産業として発展を遂げてきた。

とりわけ、昭和 30 年代を中心に進められた奥只見ダムや黒又川ダムなど大規模な水力発電ダムの開発を契機に、建設業の隆盛とともに全国各地から大勢の労働者が流入したこともあり、小出地域中心部には「盛り場」や商店街が形成されたほか、その後の昭和 40 年代における大手電気部品メーカーの進出と、当該メーカーの関連会社や協力会社の創業により、農業以外に多くの雇用の受け皿が生み出されたところである。

また、同時期には国道 17 号の開通に加え、その後の昭和 50 年代には関越自動車道や上越新幹線など交通インフラの整備が進められたことに伴い、市内では引き続き建設業が多くの仕事を抱え、その建設業者が請け負う道路除雪作業などへの従事により、市民は出稼ぎをせずに年間を通じて収入を得られるようになったことから、農業者のほとんどが建設業に従事するなど兼業化が進み世帯所得の向上に寄与したところである。

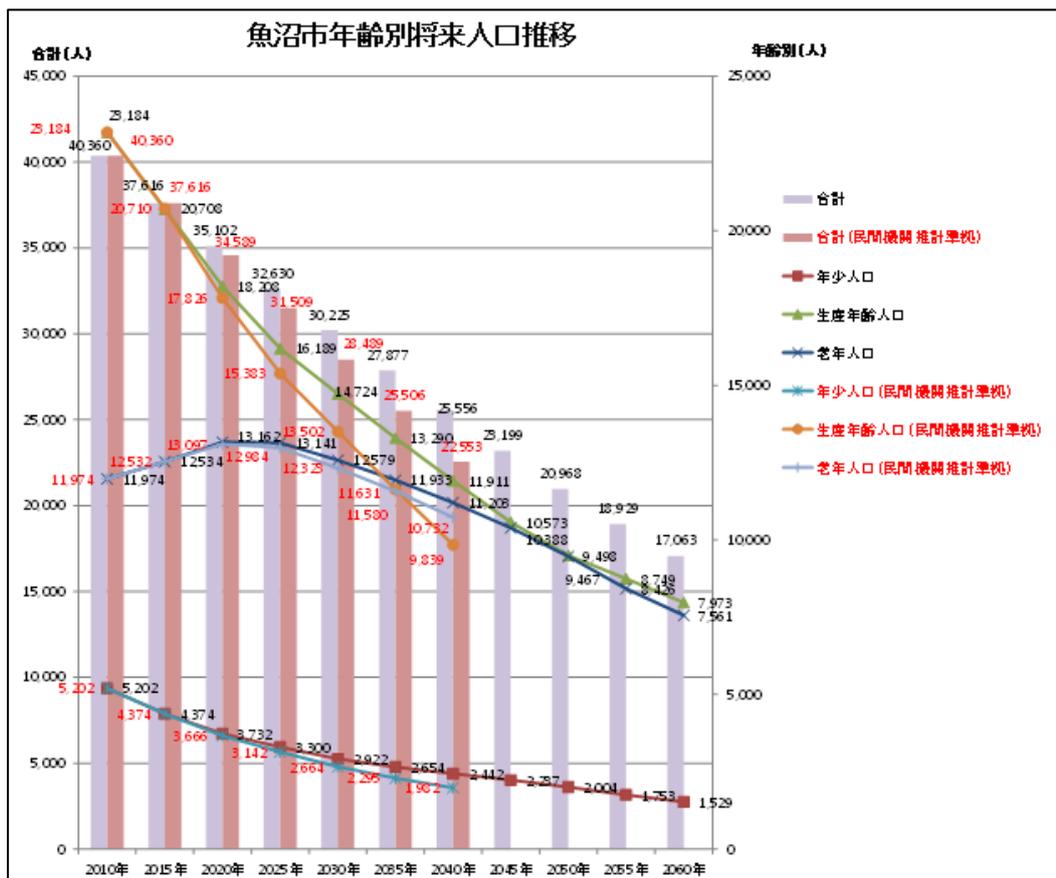
観光面では、大湯温泉をはじめとした湯之谷温泉郷に団体旅行客が多く訪れたことから、かつて、市内には活気が溢れ、賑わいの様相を呈した時期もあった。

このように本市は、これまで農業をはじめとした第 1 次産業と建設業及び製造業をはじめとした第 2 次産業を主体として第 3 次産業を組み合わせた経済活動が行われてきたところであるが、近年では大手企業の海外進出に伴う地元撤退や近年の公共工事縮減などに加え、以下のとおり人口減少と少子化が進行していることに起因する課題が消費行動に変化をもたらし、昨今の本市の経済活動は縮小傾向が続いている。

【人口】

本市の人口は、昭和 30 年の 61,219 人をピークに減少に転じており、出生者数の減少とともに市内の産業構造の変化や進学率の向上など人口流出の要因が重なり、直近の国勢調査（平成 27 年実施）では 37,352 人にまで落ち込んでいる。特に、平成 2 年以降の減少が顕著となっており、最近では毎年 500 人程度の減少が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に作成した魚沼市人口ビジョンによると、平成 42 年（2030 年）には、総人口がピーク時の昭和 30 年に比較して約半減し 30,225 人となり、生産年齢人口は平成 22 年（2010 年）比で 36%減の 14,724 人にまで減少すると見込まれている。（〔図 1〕参照）

〔図 1〕 魚沼市年齢別将来人口推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所の推計を基にして作成した「魚沼市人口ビジョン」（平成 27 年）

【その他】

平成 16 年 11 月に北魚沼 6 町村の合併により誕生した本市は、これまでの 13 年余の間、それまでの旧役場庁舎にそれぞれ行政機能を持たせる分庁舎方式により行政サービスを提供してきたところであるが、窓口手続が分散することによる利便性の悪さや事務執行の非効率性に対して関係団体や市民から改善を求められていたことから、このたび長年の懸案であった市役所新庁舎の建設に伴い、来る平成 32 年（2020 年）には市役所機能を統合することとしている。

このことにより、市民サービスの向上と事務の効率化によるコスト削減の両立化が図られるとともに市民意識の一体感の更なる醸成が期待されている一方、現在使用している「旧庁舎」の機能移転後における有効な利活用策が求められている。

4-2 地域の課題

本市では、前述のとおり経済活動の縮小と人口の減少が負の連鎖を引き起こしており、人手・担い手の不足による競争力の低下や事業承継ができないなどの問題が顕在化しつつある。

とりわけ昨今における高学歴化の進行により、若者が待遇面で有利な首都圏の企業への就職を求めて、市内企業への就職や家業の承継を敬遠する傾向がみられており、特に、いわゆるブルーカラー系業務を主体とする基幹産業の製造業や建設業のほか、介護・福祉サービス業における人材の不足が顕著となっている。人材不足は、ホワイトカラー系業務も含めた全業種・全職種に及んでおり、有効求職者が減少する一方で景況感の回復基調を背景に有効求人数が増加している状況にあることが有効求人倍率（平成 30 年 7 月のハローワーク南魚沼管内分で 2.47 倍）の伸びに表れている。

このため、地場産業の振興と地域経済の活性化とともに、若者の市外流出の抑制と人材の確保が喫緊の課題となっている。

4-3 目標

【概要】

前述の課題に対応するため、本市で遊休資産化する堀之内、湯之谷及び広神の各旧庁舎（旧町村役場）を活用し、堀之内庁舎については地元商工会事務所

及び物販施設に、また、湯之谷庁舎については地区公民館及びレンタルオフィス、広神庁舎については文化財展示施設及びレンタルオフィス等としてそれぞれ改修する『旧庁舎利活用事業』により、企業の入居誘致を図るとともに、人が集う地域の賑わいの拠点として再生し、併せて、ブルーカラー系業務を主体とする本市の基幹産業の製造業・建設業や介護・福祉サービス業を含めた本市における求職・求人のマッチングを拡大する『U・Iターン正規雇用促進事業』を組み合わせ、本市における人材の確保と定着を図ることとする。

旧庁舎をレンタルオフィスとして、著名な企業やいわゆるホワイトカラー系業務を主体とする企業を誘致することにより、若者の志向に合わせた働く場を提供することができるほか、集客施設として整備することで、若者の起業の場として、また、地元企業の「第二創業」の場としての利用が期待できる。

このことにより、若者に対する雇用のマッチングの拡大を見込むとともに、若年層の市外流出の減少とU・Iターン者の増加による、生産年齢人口の減少を抑制することを目標とする。

【数値目標】

事業の名称	旧庁舎利活用事業	U・Iターン正規雇用促進事業	基準年月
K P I	旧庁舎への入居テナント数	U・Iターン若者定住就職奨励金交付者数（U・Iターン就職者数）	
申請時	2 団体	14人	2018年9月
2018年度	2 団体	16人	2019年3月
2019年度	3 団体	20人	2020年3月
2020年度	5 団体	25人	2021年3月

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

- 「素のチカラ」による市役所旧庁舎を活用した地域活力向上プロジェクト
- ア 旧庁舎改修事業
- イ U・Iターン正規雇用促進事業

② 事業区分

移住・定住

③ 事業の内容

【事業の概要】

ア 旧庁舎利活用事業

市役所新庁舎の建設に伴い、来る平成32年（2020年）には遊休資産化する堀之内、湯之谷及び広神の各庁舎について、新たな用途をもたせて建物を改修し活用を促進するものである。

具体的には、旧庁舎をレンタルオフィスや物販施設、文化財展示施設などとして再生し、著名な企業の入居誘致を図るとともに、人が集う地域の賑わいの拠点として市内人材の確保と定着を図る。

イ U・Iターン正規雇用促進事業

本市の産業基盤である農業並びに主要産業の製造業及び建設業、また昨今需要が伸び続けている介護・福祉サービス業においては、人手不足が顕著にみられていることから、人材の確保が急務となっている。

また、高学歴化の進行とともに若者の労務作業系（いわゆるブルーカラー系）を主とする職種の敬遠や待遇面で好条件を提示する首都圏所在企業への志向が強いことから、市内求人側の企業・事業所とのマッチングが進みにくい状況にある。

このような状況を打開するため、人材確保に向けた誘導策に取り組みながら、待遇改善と企業・事業所のイメージ向上を推進し、市内の生産年齢人口の減少抑制と、市内における求人・求職のマッチングの拡大を図る。

【年度ごとの事業の内容】

ア 旧庁舎利活用事業

(2018 年度)

実際に堀之内、湯之谷及び広神の各庁舎の改修並びに小出及び入広瀬の両庁舎の解体をそれぞれ実施する時期については、新庁舎への機能移転が行われる 2020 年度以降となることから、それまでの間については、サウンディング調査を含めて具体的な利活用方策の構築及びスケジュール調整を進めることとする。

(2019 年度)

2018 年度に引き続き具体的な利活用方策の構築及びスケジュール調整を実施するとともに、新庁舎への機能統合・移転に向けた準備作業を進め、併せて堀之内、湯之谷及び広神の各庁舎の改修基本計画を策定する。なお、サウンディング調査及び企業誘致活動を進める中で、各旧庁舎の既存空きスペースの一部について、部分的に現状で利用希望する企業・団体等に対しては、時期等調整の上、当該スペースの貸付を行うこととする。

イ U・I ターン正規雇用促進事業

(2018 年度)

若者の帰郷やUターンを促すため、Uターンや市内企業への就職に向けた支援策をまとめたリーフレットを本市の成人式において新成人に配付。また、本市在住の高校生が主に通学するJR上越線沿線の高等学校のほか、県内の大学、短期大学及び専門学校を通じて、同様のリーフレットを対象者に広く配布する。併せて、市内企業ガイドブックを作成するとともに昨今の学生の就職活動のスタイルに対応させるため企業紹介サイトを構築し、市内企業の魅力発信と学生の市内企業就職への関心を喚起する。

(2019 年度)

前年度に作成した市内企業ガイドブックを首都圏の大学等に配付するとともに、2018 年度に構築した市内企業紹介サイトに学生からのアクセスを導くよう本市ホームページへの掲載や関係方面へのリンク

設定を行い、引き続き市内企業の魅力発信と学生の市内企業就職への関心を喚起する。

④ 地方版総合戦略における位置付け

魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）においては、「魚沼市の産業を支える人材の育成」と「U・I ターンの誘導による定住促進」に係る実施施策を登載しており、本計画における取組である『旧庁舎利活用事業』及び『U・I ターン正規雇用促進事業』については、いずれもこれら総合戦略の実実施策を総合的に推進する事業として位置付けられる。また、総合戦略の基本目標として、有効求人倍率（基準値 0.88 倍→平成 31 年度 1.20 倍）と人口移動マイナス純移動率の改善率（基準値 0%→平成 31 年度 10%）を定めており、本プロジェクトは、まさにこの目標の達成に直接寄与するものである。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

事業の名称	旧庁舎利活用事業	U・I ターン正規雇用促進事業	基準年月
KPI	旧庁舎への入居テナント数	U・I ターン若者定住就職奨励金交付者数（U・I ターン就職者数）	
申請時	2 団体	14 人	2018 年 9 月
2018 年度	2 団体	16 人	2019 年 3 月
2019 年度	3 団体	20 人	2020 年 3 月

⑥ 事業費

ア 旧庁舎利活用事業

（単位：千円）

事業費の額		
2018 年度	2019 年度	計
200	4,014	4,214

イ U・I ターン正規雇用促進事業

（単位：千円）

事業費の額		
2018 年度	2019 年度	計

1,560	31,996	33,556
-------	--------	--------

⑦ 申請時点での寄附の見込み

(単位：千円)

寄附法人名	寄附の見込額		
	2018年度	2019年度	計
情報・通信業	0	1,000	1,000
計	0	1,000	1,000

⑧ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

【評価の手法】

事業のKPIであるU・Iターン希望者への窓口相談対応件数及び製造業就業者数について、実績値を公表する。また、魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

【評価の時期及び内容】

毎年度、魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

【公表の方法】

目標の達成状況については、検証後速やかに魚沼市役所ホームページで公表する。

⑨ 事業実施期間

2018年10月から2020年3月まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 新規起業等にぎわい創出支援事業

① 事業概要

新規に起業する者に対して、事業所を設置し創業を開始する際に要する経費、空き店舗に新規に入居し事業を営む店舗の賃借料、又は創業して間もない事業者が行う販路開拓に要する経費の一部を支援し、生産年齢人口の流入と人口減少（社会減）の抑制を促進するとともに空き店舗等を解消することにより街中の賑わいの再生を図る。

② 事業実施主体

魚沼市

③ 事業実施期間

2018年4月1日から2021年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2021年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑧に掲げる【評価の手法】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-3の目標について、5-2の⑧に掲げる【評価の時期及び内容】に同じ。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑧に掲げる【公表の方法】に同じ。